

昭和二十九年法律第四百四十四号

特別支援学校への就学奨励に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(国及び都道府県の行う就学奨励)

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八号第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添いに要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- 一 教科用図書の購入費
二 学校給食費
三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費
四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
五 修学旅行費
六 学用品の購入費
七 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に關し必要な事項は、政令で定める。
八 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
九 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要

な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

(経費の支給)

第三条 前条第一項又は第四項の規定により国又は都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

(国の負担)

第五条 特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒(高等部の専攻科の生徒を除く。)の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

附則抄

附則抄 一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二 この法律は、公布の日から施行する。ただし、養護学校への就学の奨励に関する部分は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則抄 三 この法律による改正後の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項の規定中盲学校又はろう学校の高等部(専攻科を除く。以下同じ)への就学の奨励に関する部分は、昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費から適用する。

附則抄 四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 二十八 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則抄 二十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 三十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 四十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 五十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 六十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 七十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 八十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 九十九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百五 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百六 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百七 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百八 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百九 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十一 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十二 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十三 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十四 この法律は、公布の日から施行する。

附則抄 百十五 この法律は、公布の日から施行する。